

## 生活福祉資金「特例貸付」について

この資金は、新型コロナウイルスの影響を受けて給料等の生活費が減収している世帯向けのものであります。

新型コロナウイルスの影響を受けていない場合は申し込むことができません。

以下の書類をご確認ください。7～10頁は記入用紙です。

- 『緊急小口資金特例貸付』の申込書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2頁
- 書き方記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～6頁
- 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書・・・・・・・・・・ 7頁
- 生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）・・・ 8頁
- 収入の減少に関する申立書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9頁
- 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書・・・・・・・・・・ 10頁

### お申し込みについて

- ・ 申込書類を揃えるために発生する費用は、審査結果に関わらず申込を希望される方の自己負担となります。

# 『 緊急小口資金特例貸付 』 の申込書類一覧

- **新型コロナウイルスの影響を受けて給料等の生活費が減収している**世帯向けの資金です。
- 住民票上の世帯が異なる場合であっても、一緒に暮らす全ての方を一つの世帯としています。

一緒に暮らす方の中で『 緊急小口資金特例貸付 』を借りた方がいる場合は、申し込むことができません。  
貸付が決定した場合は、返済する必要があります。

## ■ 申込書類

申込に必要な書類（申込書、住民票、自動車運転免許証、健康保険証、給料明細書等）の住所は現在住んでいる住所と同じものに限ります。

1	・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書	指定様式 書き方の見本あり
2	・生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）	
3	・生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書	
4	・収入の減少に関する申立書	
5	・口座振替依頼書（複写書類のため窓口でお渡しします。） ※岐阜県内に本店のある銀行の場合は、銀行窓口にて照合確認印を押してもらう必要があります。（例：十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫大垣・西濃信用金庫・関信用金庫・八幡信用金庫・東濃信用金庫・高山信用金庫）その他の銀行、ゆうちょ銀行は手続きの必要はありません。	
6	・住民票の原本 ※世帯主・続柄・筆頭者・本籍地が記載され、3か月以内に発行されたもの。 ※別世帯の方と一緒に暮らしている場合は、別世帯の世帯主・続柄・筆頭者・本籍地が記載され、3か月以内に発行されたものがが必要です。	
7	・在留カードの写し（外国籍の方のみ） ※表裏両面	
8	・自動車運転免許証または健康保険証の写し ※表裏両面	
9	・減収等を確認できる書類 ※減収前の3か月分程度の給料明細または売上表や月次決算書と減収後の給料明細など	
10	・通帳の写し① ※申込人名義。貸付が決定した場合に貸付金を振込希望する通帳。 ※必要なページ…表紙と表紙の裏面	
11	・通帳の写し② ※申込人名義。申込直前で記帳され給与等の収入や支出がわかる通帳。 ※必要なページ…表紙と表紙の裏面、3か月程度の取り引きがわかるページ	
12	・通帳の写し③ ※申込人名義。返済のために口座振替する通帳。 ※必要なページ…表紙と表紙の裏面	
※	審査の途中で、上記にない書類の提出が必要になる場合があります。	

## ■ 申込可能金額

下記に該当する世帯は20万円以内（下記に該当しない場合は10万円以内）

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
- イ 世帯員に要介護者がいるとき。
- ウ 世帯員が4人以上いるとき。
- エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- オ 世帯員に風症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
- カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活ひ要する費用が不足するとき。
- キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費の貸付が必要な場合。

緊急小口資金特例貸付借入申込書

見本

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
- 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- 私は現在、生活保護を受給していません。
- 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
- 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記9項目に相違ありません 氏名 **土岐 太郎**

※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 3 年 12 月 22 日

支店/受付番号

申込金額	〇〇 万円	据置期間 <input type="radio"/> ア 12か月 (12か月以内) イ.その他( )か月	償還期間 <input type="radio"/> ア 24か月 (24か月以内) イ.その他( )か月	償還方法 <input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	氏名 <b>トキ タロウ</b> <b>土岐 太郎</b>	印	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 <b>大正 昭和 平成</b> <b>37 年 5 月 1 日</b> (満 59 歳)
現住所	<b>(〒 509 - 5192)</b> <b>土岐市土岐津町土岐口1234-〇〇 コーポ土岐103号室</b>			
勤務先名称 または職業	<b>株式会社 土岐</b>	勤務先等住所	<b>土岐市土岐津町土岐口9876-〇〇</b> <b>電話 0572 ( 55 ) 〇〇〇〇</b>	
自宅電話	<b>0572 ( 54 ) 〇〇〇〇</b>			
携帯電話	<b>080 ( 1234 ) 〇〇〇〇</b>			

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1		本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、 平成=H、令和=R		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	<b>土岐 花子</b>	夫(妻)子・父・母・その他	<b>54</b>	T・ <b>(S)</b> ・H・R <b>42 年 4 月 1 日</b>	<b>株式会社 ききょう</b>	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	<b>土岐 健太</b>	夫・妻(子)父・母・その他	<b>10</b>	T・S・ <b>(H)</b> ・R <b>23 年 3 月 5 日</b>	<b>土岐津小学校</b>	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4	<b>土岐 桃子</b>	夫・妻(子)父・母・その他	<b>5</b>	T・S・ <b>(H)</b> ・R <b>28 年 4 月 27 日</b>	<b>土岐津保育園</b>	ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	その他 名					

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関 <b>東濃信用金庫</b>	支店名 <b>土岐津支店</b>	預金種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号 <b>〇〇〇〇〇〇</b>	口座名義人(カタカナ) <b>トキ タロウ</b>	

借入理由  
※感染拡大等による影響の内容を記入  
新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 □今後10万円を超える資金需要があるため

本特例貸付の利用実績; □ア.今回が初めての借入 □イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)

外国籍の方で在留期間が1年以内の方; □在留期間が延長の予定

※チェック欄は、項目の内容を確認して有無を判断してください。

## 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を以下のとおり設置しております。

(1) 岐阜県社会福祉協議会の苦情受付窓口 岐阜県社会福祉協議会 生活支援部 電話 058-201-1547

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 058-278-5136

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

## 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。  
(2) 改名・改姓したとき。  
(3) 死亡、または所在不明になったとき。  
(4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更したり、他に流用した場合。  
(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合  
(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合  
(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 3 年 12 月 22 日 借受人 住所 土岐市土岐津町土岐口 1234-00 コーポ土岐 103 号室

氏名 土岐 太郎

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

見 本

岐阜県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	株式会社 土岐
勤務先所在地	〒 509 - 5122 土岐市土岐津町土岐口 9876-00 TEL 0572 ( 55 ) 0000
減少前の収入	令和 3 年 11 月時の月額所得（手取り）は、約 00 万円でした。
減少後の収入	令和 3 年 12 月時の月額所得（手取り）は、約 0 万円でした。
減少の理由	勤務日数が減少したところにより、給料が減少しました。

令和 3 年 12 月 22 日

（借入申込者） 住 所 土岐市土岐津町土岐口 1234-00  
コーポ土岐 103 号室

氏 名 土岐 太郎

（印）

## 緊急小口資金特例貸付

記入しないでください。

## 借用書

借用金額

万円

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

記入しないでください。

令和 年 月 日 ※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会会長  
(借受人)

住民票と同じように住所を記入してください。

住 所	岐阜県土岐市土岐津町土岐口 1234 番地の〇〇 コーポ土岐 103 号室		
氏 名	土岐 太郎	印	
生年月日	大正 昭和 平成	37 年	5 月 1 日生

## [借入要項]

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。		
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月 (最大 12 か月)	
	償還期間	24 か月 (最大 24 か月)	
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還	
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。		

## 【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

借入申込書と同様の期間、償還方法をご記入ください。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号
				市区町村社協

この欄は担当職員が記入します。

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人  
岐阜県社会福祉協議会 会長 殿

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

1. 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
2. 貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
3. 私は現在、生活保護を受給していません。
4. 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
5. 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
6. 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
7. 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
8. 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
9. 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

上記9項目に相違ありません	氏名		<b>※太枠内をご記入ください。</b>
---------------	----	--	----------------------

記入年月日	令和 年 月 日	支店/受付番号	
-------	----------	---------	--

申込金額	万円	据置期間 (12か月以内)	ア.12か月 イ.その他( )か月	償還期間 (24か月以内)	ア.24か月 イ.その他( )か月	償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
借入申込者	氏名	印		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日 (満 歳)
	現住所	(〒 - )		自宅電話	( )		
	勤務先名称 または職業	勤務先等住所		携帯電話	( )		
				電話		( )	

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1		本人		(凡例) 大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4		夫・妻・子・父・母・その他		T・S・H・R 年 月 日		ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
	その他	名				

口座振込の場合 貸付金 振込先	金融機関	支店名	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座名義人(カタカナ)		

借入理由 ※感染拡大等 による影響の内 容を記入	新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減	<input type="checkbox"/> 今後10万円を超える資金需要があるため
-----------------------------------	-----------------------	--

本特例貸付の利用実績;	<input type="checkbox"/> ア.今回が初めての借入 <input type="checkbox"/> イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借用金額 万円)
-------------	--

外国籍の方で在留期間が1年以内の方;	<input type="checkbox"/> 在留期間が延長の予定
--------------------	-------------------------------------

## 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書

### 生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を以下のとおり設置しております。

(1) 岐阜県社会福祉協議会の苦情受付窓口 岐阜県社会福祉協議会 生活支援部 電話 058-273-1111 内線 2513

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 電話 058-278-5136

(各都道府県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

### 借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求め、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 年 月 日 借受人 住所  
氏名 印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、当協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。



収入の減少状況に関する申立書

岐阜県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒          ー  TEL          (          )
減少前の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少後の収入	令和__年__月時の月額所得（手取り）は、約__万円でした。
減少の理由	

令和     年     月     日

（借入申込者） 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借 用 金 額	万円
---------	----

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。  
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所	
氏 名	印
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

[借入要項]

1	貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2	貸付金の償還	据置期間	_____ か月 (最大 12 か月)
		償還期間	_____ か月 (最大 24 か月)
		償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還
3	延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付けコード	支店/受付番号	
				市区町村社協	